

[チーム研究1] 子ども虐待に関する研究(4) (主任研究者 高橋重宏)

その1 児童養護施設における子どもの権利擁護に関する研究

子ども家庭福祉研究部 高橋重宏
嘱託研究員 中谷茂一 (聖学院大学)
嘱託研究員 荒川裕子 (日本社会事業大学大学院)
嘱託研究員 横山和泰 (日本社会事業大学大学院研究生)
嘱託研究員 伊藤嘉余子 (日本社会事業大学大学院)
子ども家庭福祉研究部 庄司順一・才村 純・山本真実

要約

本研究は、全国 554 か所の児童養護施設の①施設長、②主任指導員、③主任保育士を対象に子どもの権利擁護のプログラムの実態と権利擁護に関する意識を調査したものである。

その結果、今後の児童養護施設における子どもの権利擁護サービス・システムを構築するための課題が明らかになった。

見出し語：子どもの権利擁護、子どもの権利・責任ノート、サービス評価、苦情解決委員会

Team Research 1

A Study of the Protection of the Children's Rights in Residential Care Institutions for Children – part 1

Shigehiro Takahashi, Shigekazu Nakatani, Yuko Arakawa, kzuhiro Yokoyama, Kayoko Ito, Junichi Shoji, Jun Saimura, Mami Yamamoto

Abstract:

This study is based on the survey on the workers' awareness about child protection and the situation of child protection program across the 554 residential care institutions for children across Japan. The survey targeted 1) the directors, 2) the chief staff, and 3) the head child care workers of these institutions.

The survey shows a clear need to establish services and systems to protect the rights of children in the residential care institutions for children.

Key Words:

protection of the rights of children, children's rights, book on the individual responsibility, service evaluation, complaints commission.

Ⅰ. 研究目的

近年、子ども家庭福祉分野における子どもの権利擁護システムにかかわる議論の高まりとともに、権利（・責任）ノートの配布、サービス評価基準の作成、第三者評価システムの導入といった取り組みが広がってきた。一方、利用者の声をサービスに反映する仕組みとして、平成12年6月7日の社会福祉事業法等を一部改正する法律施行とともに社会福祉法第82条の規定により、個々の児童福祉施設としてもいわゆる苦情解決のシステムをつくるのが義務づけられた。さらに、児童福祉施設最低基準の一部が平成12年8月に改正され第14条苦情への対応が新設され、同年9月1日から施行された。

国や民間団体のガイドラインでは施設職員の担当者とあわせて外部の第三者委員の設置を提示している。

このような環境の変化の中で、全国の児童養護施設がどのようなシステムをつくり、職員が何を課題と考えているのかは明らかになっていなかった。

本研究は、施設の取り組みと職員の認識を把握することで、児童養護の現場における権利擁護システムの状況と課題点を明らかにし、今後の子どもの権利擁護サービス・システム構築の議論における基礎的データを得ることを目的とした。

Ⅱ. 研究方法および対象

全国社会福祉協議会全国児童養護施設協議会（以下、全養協と略す）の協力を得て、全国554か所の児童養護施設に対して質問紙を配布した。調査対象者は、①施設長、②主任指導員、③主任保育士の三者とした。

調査票は、施設長を対象とするものと主任指導員および主任保育士を対象とするもの2種類を作成し、施設全体の体制や権利擁護の取り組み状況は施設長のみ質問し、それ以外の質問は同一内容とした。

調査方法は、自計式による質問紙を各施設に対して一括配布し、回答後は個別返送とした。調査時期は、平成13年1月である。

Ⅲ. 調査結果および考察

単純集計の結果を表1～表6までに示した。なお、表1～表40の回答者は、施設長のみである。

1. 調査票回収状況および回収率

施設長379票（回収率68.4%）、主任指導員366票（回収率66.1%）、主任保育士351票（回収率63.4%）で各対象群のバランスがとれ、すべて有効票であった。

2. 回答者の基本属性

職種別の性別内訳は、施設長が男性302（79.7%）、女性75（19.8%）、無回答2（0.5%）、主任指導員が、男性326（89.1%）、女性38（10.4%）、無回答2（0.5%）、主任保育士が男性7（2.0%）、女性342（97.4%）、無回答2（0.6%）であった。

年齢は、施設長が50歳代と60歳代が多く、主任指導員は30歳代と40歳代が多かった。主任保育士は30歳代から50歳代の間が多いが、20歳代の保育士も1割程度いた。

本調査回答者のうち社会福祉士の有資格者は、施設長が17（4.5%）、主任指導員が31（8.5%）、主任保育士が14（4.0%）であった。

3. 施設形態

全養協作成の名簿表示に基づき解答してもらったところ、本調査に回答した施設長の施設形態は「大舎制」233（61.5%）、「中舎制」64（16.9%）、「小舎制」42（11.1%）であった。

4. 子どもの権利擁護に関する取り組みの状況

4-1. 子どもの自治活動の内容とその反映状況

まず、「子どもの権利擁護の視点に基づく自立支援計画や手引きの見直し」については、340（89.7%）の施設が行ったと回答していた。

「子ども会など子ども自身の自治活動」は、278（73.4%）の施設で行っていると回答されており、頻度については、年に12回、すなわち月に一度のペースで行っている施設が100（36.0%）と一番多かった。全体を概観すると、開催頻度が月に一度以上の施設が23（8.7%）あり、中には48回以上行っている所が9（3.3%）もある一方で、月に1度未満の施設が122（44%）と約4割を占めていた。「子どもの参加の形」については、約半数である135（48.6%）の施設が「全員」としており、「各部屋の代表者のみ」が18（6.5%）、「中・高校生のみ」が24（8.6%）であった。「希望者のみ」「指導員による指名」はそれぞれ5（1.8%）、2（0.7%）とわずかであった。

全体的には、「月に一度以下」が約8割で「全員参加」が約半数である事に加え、4分の1の施設で子ども会が開催されていないことを考慮すると、定期的に行われているところがある一方、施設により子どもの主体的な参加が行われていない現状が明らかになった。「話し合われる主な内容」は、「行事のプログラム」や「日常生活」についてが多く、それぞれ237（85.3%）、239（86.0%）と8割を超えていた。「規則」や「日課」、「職員への要望」につ

いてはやや少ないがそれでもそれぞれ 193(69.4%)、168(60.4%)、175(62.9%)と半数以上の施設で話し合われていた。

一方、話し合われることが少ない内容は「進路」についてであり、233(83.8%)の施設が話し合わないと回答していた。社会的自立に向けての支援が施設の重要な機能の一つとなっている今、「進路」の問題は避けて通れないものであり、施設で進路について話し合うことは必要不可欠なことである。施設における自立支援との関係で更に議論されるべきであろう。

次に、「子ども会から出た意見によって規則やルールが具体的に変わることはあるか」、という質問に対しては、「よくある」が22(7.9%)、「時々ある」が183(65.8%)、「ほとんどない」が59(21.2%)であり、「ない」が1(0.4%)であった。子ども会が形骸化しないためにも、何のため子ども会かについて改めて問い直し、子ども会を更に生かす工夫が必要だと思われる。

4-2. 意見表明・相談の仕組みと対応

「子どもが意見を言ったり相談できる仕組み」については、「ある」と答えた施設が329(86.8%)であった。その具体的な方法については、「その都度受けている」が204(62.0%)と最も多く、次いで「子ども会で子どもが意見をまとめる」が142(43.2%)であった。「意見箱の投書箱の設置」と「定期的に集団で子どもの意見を聞く時間を設置している」という回答は3割程度で、それぞれ95(69.3%)、111(33.7%)であり、「個別に意見を聞く」のはそれよりも少なく68(20.7%)であった。

「子どもの意見や相談を聞く担当」について尋ねた質問では、「施設長」と回答した施設が最も多く221(67.2%)、次いで「その子どもの担当職員」が218(66.3%)、「主任指導員」が198(60.2%)、「主任保育士」はやや少なく136(41.3%)であった。「副施設長」と「施設内の相談担当職員」との回答は同程度で、それぞれ73(22.2%)、63(19.1%)、「施設外の相談担当職員」は26(7.9%)であった。また「特に決めていない」と答えた施設は48(14.6%)であった。

「子どもたちから出た意見に対する対応の結果を子どもたちに発表・説明する機会を設けているか」については、321(84.7%)が「設けている」と答えた。その具体的な方法については、「担当職員から関係のある子どもに口頭で伝える」が65(20.2%)、「子どもを集めて口頭で伝える」が93(29.0%)、「子ども会で口頭で伝える」が57(17.8%)であった。一方、「文書で掲示する」「チラシなどを作成して文書で配布する」はそれぞれ10(3.1%)、

2(0.6%)と少なく、結果を口頭で伝える傾向が読み取れた。

4-3. 苦情解決委員会・第三者委員会の設置

「施設での苦情解決委員会の設置」については、「設置している」と答えた施設が152(40.1%)と4割程度であった。

「施設内に第三者委員会を設置しているか」という質問については更に低く、約3割の127(33.5%)のみが設置していると回答した。子どもの意見や相談に対する仕組みのある施設が8割以上であったのに対し、この数字は少ないと言えるだろう。また「第三者委員に選任されている者」については、「学識経験者」と答えた施設が61(48.0%)と最も多く、「弁護士」「地域の住民」「主任児童委員」「民生委員」については3割程度で、それぞれ33(26.0%)、43(33.9%)、36(28.3%)、39(30.7%)であった。

一方、回答の少なかったのは、「児童相談所職員」11(8.7%)、「他の児童養護施設職員」6(4.7%)、「児童相談所以外の他機関職員」4(3.1%)、「施設の卒園生」5(3.9%)であった。

「施設として保護者からの苦情を受け止める仕組みがあるか」という問いに対しては、「ある」と答えた施設が234(61.7%)であり、「子どもからの苦情を受け止める仕組み」での回答よりも多かった。「苦情を受ける担当」については、「保護者から相談を受ける担当の職員」を配置していると答えた施設が139(59.4%)で半数以上にのぼった。次いで、「理事会などに相談できる弁護士・学識経験者」が11(4.7%)、「第三者委員」が45(19.2%)であった。

5. 権利擁護に関する職員研修と子どもへの権利（・責任）ノートの配布状況

5-1. 権利擁護に関する職員研修

権利擁護に関する職員研修を行っている施設は255(67.3%)、行っていない施設は113(29.8%)、無回答11(2.9%)で、開催回数は「年1回」32(12.5%)、「年2回」77(30.2%)、「年3回」65(25.5%)の3つに回答が集中した。

研修の方法は、「施設内で職員同士が子どもの権利擁護に関して学ぶ機会を設けている」53(20.8%)、「外部から講師を招いて、子どもの権利擁護に関して学ぶ機会を設けている」166(65.1%)、「その他」213(83.5%)であった。(複数回答)

権利擁護に関する外部の研修プログラムへの職員参加への具体的支援については353(93.1%)の施設で行っており、その内容は、「公的な勤務として費用を出し研修に出席してもらっている」314(89.0%)、「個人的学習と

見なし費用は出さず研修日程に配慮したシフトにする」10 (2.8%)、「研修参加費用は出すが研修日程には配慮しない(公休利用)」9 (2.5%)、「その他」7 (2.0%)、「無回答」13 (3.7%)という結果であった。

以上の結果からは、権利擁護に関する研修を施設として取り組む事項として認識されていることが定着しているようである。

5-2. 権利(・責任)ノートの配布

配布状況は、「施設で作成したものを配布」36 (9.5%)、「自治体で作成したものを配布」162 (42.7%)、「作成・配布なし」180 (47.5%)、「無回答」8 (2.1%)であった。(施設・自治体両方作成・配布の施設あり)

配布の際に子どもに対して施設として説明を行ったところは158 (82.7%)、行わなかったところは27 (14.1%)、無回答6 (3.1%)で、説明を行わなかった理由は、「児童相談所の職員が行ったから」が一番多かった。

5-3. 施設外部の相談機関や異議申し立ての窓口の教示

外部の相談機関や人権救済機関があることを子どもたちに説明し、連絡先や連絡方法を教えている施設は226 (59.6%)、教えていない施設は134 (35.4%)、無回答19 (5.0%)で、教えていない理由は、「該当する機関がないから」18 (13.4%)、「施設で対応できるから」66 (49.3%)、「子どもが虚偽の申告をする可能性があるから」1 (0.7%)、「その他」36 (26.9%)、「無回答」13 (9.7%)であった。

6. 施設サービスの自己評価

6-1. 年間評価回数

「施設サービスの自己評価を行っている」203 (53.6%)、「行っていない」156 (41.2%)で、ほぼ同数の結果になった。

また、「行っている」と回答した施設に、年に何回程度行っているかを尋ねたところ、「年に1回」114 (30.1%)が最も多く、多い施設では「年に50回」自己評価を実施していた。

児童養護施設におけるサービス自己評価については、平成12年3月に「児童養護施設サービス自主評価基準」(児童福祉施設におけるサービス評価のあり方検討委員会、全国社会福祉協議会)が発行されており、多くの児童養護施設がこの基準を参考に自己評価を実施していると考えられる。

6-2. 自己評価に参加する人(複数回答)

「施設長」が最も多く、171 (84.2%)、次いで「施設職員」167 (82.3%)であった。一方で、自己評価に施設の子どもが参加している施設は、わずか14 (6.9%)であり、施設生活、実践に子どもの声を反映させようという視点は定着しておらず、今後の課題であるといえる。

7. 施設サービスの外部評価受け入れ状況とその内容

外部からのサービス評価の受け入れに関しては、「受け入れている」49 (12.9%)、「受け入れていない」312 (82.3%)であった。

次に、外部のサービス評価内容に関する自由回答の結果をまとめた。回答者数は47名で、回答内容は以下6つのカテゴリーに大別できた。

- ①オンブズマン(第三者委員等を含む)制度の実施(15名)
- ②都道府県・指定都市による評価事業の実施(11名)
- ③ボランティア、実習生による評価(4名)
- ④全養協のものを実施(3名)
- ⑤児童相談所による評価(2名)
- ⑥その他(12名)

①オンブズマン(第三者委員等を含む)制度の実施

「第三者委員会」「施設オンブズマン制度」等、呼称はそれぞれであるが、独自で第三者評価のシステム作りを実施している施設があった。実施回数もまちまちで、「年1回」「年3回」と定期的に実施している施設もあれば、1回実施したのみ、という施設もあった。また「検討中」と回答した施設もあり、今後「施設オンブズマン制度」を実施する施設数は増加すると推測できる。

②都道府県等による評価事業の実施

都道府県等の地方自治体による評価事業として以下のものが挙げられた。

- ・北九州児童家庭課「福祉サービス自己評価基準」
- ・東京都「サービス評価基準」
- ・島根県「アドバイザー事業」
- ・神奈川県「県の処遇評価事業」という記述が6件みられた。

地方自治体ごとの児童養護施設協議会等による評価事業としては以下のものが挙げられた。

- ・千葉県児童福祉施設協議会「第三者機関『施設評価委員会』を年1回」
- ・札幌児童養護施設研究会「不服申し立て制度『しゃべるべ』」

第三者による施設のサービス評価については、地域毎

の格差もみられるが、同一地域内でも施設間格差があると思われる。

③ボランティア、実習生による評価

「毎週訪れるボランティアや実習生による評価を受け入れる」という回答もあった。

④全養協のものを実施

「全養協のものを実施している」と回答した者が3名あった。

⑤児童相談所による評価

「児童相談所職員の意見を聞く」と回答した者が2名あったが、これは評価事業の一環としてシステム化されたものか、カンファレンスにおける会話の中で個別に意見を聞くという意味か不明である。

⑥その他

上記5つのカテゴリーに分類できないものとして、「施設行事に数回参加された方に意見を聞く」「学校の先生と話し合い(をする)」等の意見があった。他は、「生活全般について」、「利用者の要望・意見等」とサービス評価項目の内容についてのみの記述があった。また現在は実施していないが「(今後、外部評価を受け入れるかどうか)検討中」との回答もみられた。

第三者による施設のサービス内容評価は、サービス内容を客観的に評価する意味においても非常に重要である。今後、子どもの権利擁護、施設の社会化・地域化を意識した取り組みをいかに実施していくかが施設の課題になる。

8. 施設独自の取り組みに関する自由回答

回答者は49名であり、回答内容は以下のカテゴリーに大別できた。

- ①施設独自の自主評価および外部のサービス評価を受け入れ(外部のサービス評価内容の自由回答と重複あり)(15名)
- ②子どもとの話し合いの場設定(9名)
- ③職員会議の内容充実(5名)
- ④施設内研修の実施(4名)
- ⑤機関誌の発行(3名)
- ⑥外部の研修への参加(2名)
- ⑦その他(17名)

①施設独自の自主評価および外部のサービス評価を受け

入れ(外部のサービス評価内容の自由回答と重複あり)

②子どもとの話し合いの場設定

日常生活の中における子どもとのコミュニケーションを大切にしている、という内容のものが最も多かった。また「子ども会等、子どもによる自治組織との話し合いを行う」「高校生交流会に子どもを参加させている」という、子どもの意見表明権を重視した内容のものもあった。さらに「苦情解決担当職員」を配置して、子どもの意見や気持ちを聞く機会を設けている施設もあった。

施設生活に子どもの意見を反映させようとする取り組みは、子どもの権利擁護という視点からも非常に重要である。インフォーマルな会話の中から子どもの意見、要望を抽出することも大切だが、今後は、子どもの意見をフォーマルなものとして受け止め、施設の運営にも反映させるためのシステムづくりが課題になるのではないだろうか。

③職員会議の内容充実

職員会議や朝礼、引継ぎ等の時間に口頭で施設長が、子どもの権利擁護の必要性等について話をしている、という内容のものが多数あった。

しかし、短い時間での口頭による指導だけでは不十分であり、計画的、意識的な取り組みが求められる。

④施設内研修の実施

「権利擁護をテーマに月1回施設研修を行っている」、「法人独自の研修と、施設独自の研修とを行っている」、「『職員ノート』を作成・配布し、職員の自己洞察を深める」等の回答があった。また「今後、研修による職員の意識改革が必要」との回答もあり、研修の必要性を感じているものが多いことがうかがえる。

⑤機関誌の発行

頻度は施設毎に異なるが「機関誌を発行している」と回答したものが3名いた。また機関誌だけではなく、「事業内容、経理内容等をオープンにしている」施設もあった。

⑥外部の研修への参加

施設外の研修に職員を出席させる他に、「他施設を見学させ、自分の施設を改めて見直させる」との回答があった。

⑦その他

その他として、「父母との懇談会」、「弁護士との連携」、「民生児童委員来所受け入れ」、「児童相談所との定期相談（年12回）」等が挙げられた。

9. 権利擁護の取り組み後の変化について

9-1. 子どもに関して良かったこと

「職員への話しかけが多くなった」と回答した施設が、347 (34.1%) と最も多く、「職員との関係が良くなった」という回答も 230 (21.0%) あった。権利擁護への取り組みによって、職員、子ども両者の関係が深まるきっかけになっているといえる。

子ども同士の関係については、「子ども同士での話し合いが多くなった」が 260 (23.7%)、「子ども同士の関係が良くなった」が 105 (9.6%) であった。また、「権利」と同時に「責任」の意味が理解できるようになった」が 175 (16.0%) であった。

また、「施設生活を『主体的』にとらえられるようになった」は 180 (16.4%) と少ないが、権利擁護の取り組みをすることで、子どもが施設での生活を前向きに考えられるようになった一つの結果といえる。

9-2. 職員に関して良かったこと

「職員同士の話し合いが多くなった」が、507 (46.3%) と最も多く、その中でも主任保育士は 183 (52.1%) と半分以上が多くなったと回答している。

子どもとの関係については、「子どもとの話し合いの時間が多くなった」451 (41.1%) であり、「子どもへの話しかけが多くなった」391 (35.7%) であった。権利擁護の取り組みを行うことで、職員同士での話し合うことによって、職場を働きやすい環境にしていこうと考え、その結果、子どもとの関係に良い影響をもたらしているということがいえる。

また、「勉強するものが増えた」469 (42.8%) であった。このことは、権利擁護への取り組みに前向きな姿勢であるといえるであろう。

9-3. 外部との関係で良くなったこと

「ボランティアが関わるが多くなった」、「地域との交流が増えた」が、それぞれ2割弱であった。

外部との交流についての質問において、ほぼ全ての項目で高い数値が得られている。この質問での回答の数値は、権利擁護の取り組みを契機に新たに外部との交流が一層進んでいることがうかがわれる。

9-4. 子どもに関して新たに問題になったこと

「権利ばかり主張するようになった」が、318 (29.0%) と最も多かった。なかでも注目される回答として、施設長は 77 (20.3%)、主任指導員が 115 (31.4%)、主任保育士が 126 (35.9%) といった数値の開きがみられた。実際に、個々の子どもと接する時間が長い主任指導員や主任保育士のほうが施設長よりも実感として感じているため、数値の開きがでたのではないかということがうかがえる。次いで「わがままになった」274 (25.0%) の順であった。

さらに、「職員との関係が悪くなった」は 31 (2.8%) であった。

9-5. 職員に関して新たに問題になったこと

「子どもに振り回されるようになった」が、312 (28.5%) と最も多かった。

また、「指導の仕方がわからなくなった」は、209 (19.1%) であった。この「指導の仕方がわからなくなった」についての内訳であるが、施設長 48 (12.7%) であるのに対して、主任指導員 88 (24.0%)、主任保育士 73 (20.8%) とここでも数値の開きがみられた。これは、「権利ばかり主張するようになった」との回答の傾向と同様な結果がみられた。個々の子どもとの接する時間が長い主任指導員や主任保育士は実感として感じていることの現れである。職員は少なからずとまどいを感じながら、日々の生活で子どもと接している姿がうかがわれる。

9-6. 外部との関係で新たに問題になったこと

「外部からの出入りが多くなり落ち着かなくなった」が 56 (5.1%) と最も多かった。他の項目についても数値が低いことから、特に外部との関係については、新たに問題になったことは少ないといえる。

10. 権利擁護の取り組みにおける他機関・他施設との関係

10-1. 取り組みの参考

「参考にした」742 (67.7%)、「特に参考にしなかった」280 (25.5%) であった。権利擁護の取り組みを従来から行っている児童養護施設も少なからず存在しており、先行している実践を参考にしていこうとする試みは、前向きに取り組んでいこうとする積極的な姿勢のあらわれであることがうかがえる。

10-2. 職員や子どもとの交流・連携

「他機関（児童相談所など）の職員」が 726 (66.2%) と最も多かった。また、「他の児童養護施設の職員」624

(56.9%)であった。他の児童養護施設がどのような取り組みを行っているのかについて交流を深めていくことは、お互いの資質向上に役立つことである。そのため、今後もより多くの児童養護施設間での交流・連携を深めていく必要があると考えられる。

「他の児童養護施設の子ども」は、135 (12.3%)であった。職員との交流と同様に子どもとの交流を深めていくことも、今後の課題である。

10-3. 他の外部との交流

「ボランティアの受け入れを行っている」が、1009 (92.1%)と最も多く、次いで「見学者を受け入れている」が986 (90.0%)であった。また、他の項目についても高い数値の回答が得られた。

このことは、外部との交流に積極的に取り組んでいることがうかがえる。今後とも、地域に開かれた児童養護施設に向け、外部とのより一層の交流を深めていく必要があるといえるであろう。

11. 権利擁護の取り組みについての職員自身の考え

11-1. 施設内での子どものプライバシー尊重に関する取り組みについて

最も多かったのは「子どものプライバシーは十分に守られていないが、職員の意識改革により実践可能である」389 (35.5%)、次いで「子どものプライバシーは施設内で十分に守られていると感じる」301 (27.5%)であった。多くの職員が、施設内における子どものプライバシー尊重について前向きな姿勢で取り組もうとしていることがうかがえる。

また「子どものプライバシーは十分に守られておらず現在の最低基準では難しいと感じる」が240 (21.9%)おり、最低基準等現行の制度に対する問題を職員が感じていることが明らかになった。

11-2. 施設内での子どもの意見尊重に関する取り組みについて

「子どもの意見は十分に尊重されていないが、職員の意識改革により実践可能である」が最も多く480 (43.8%)、次いで「子どもの意見は、施設内で十分に尊重されていると感じる」335 (30.6%)であった。

プライバシー尊重に関する質問と同じ選択肢に多く回答が集まり、子どもの意見尊重についても、施設職員のが、意識改革をして取り組めばより権利擁護がすすんでいくと認識していることがうかがわれる。

11-3. 施設内での子どもの権利擁護の取り組みについて

「子どもの権利擁護の取り組みは十分に行われていないが、職員の意識改革により実践可能である」が581 (53.0%)と最も多かった。「子どもの権利擁護の取り組みは、施設内で十分に行われていると感じる」と現状を肯定する意見については、前出の2問と比してやや少なく、238 (21.7%)であった。

以上の結果から、「子どもの権利擁護の取り組みには、職員の意識改革が必要」と回答する者は多くいたが、一方で、意識改革に必要と考えられる「職員の教育・啓発」が必要であると回答する者が必ずしも多くないことがわかった。

12. 子どもの権利を擁護する法律・通知について

12-1. 厚生省の通知 「懲戒に係わる権限の濫用の禁止」規定

「全文読んだ」が698 (63.7%)と最も多く、「一部読んだ」250 (22.8%)と合わせると86.5%となり、ほとんどの者が「懲戒に係わる権限の濫用の禁止」規定を読んでいることになる。

しかし、回答者職種とのクロス集計結果をみると「全文読んだ」と回答している者は「施設長」319 (84.2%)が最も多く、主任保育士に至っては50%を割っている。

「懲戒に係わる権限の濫用の禁止」規定は施設長の懲戒権の濫用を禁止したものであり、当事者である施設長の関心が、他の職員と比してより高いことが本結果の原因と推測できる。

12-2. 児童福祉施設最低基準

「全文読んだ」670 (61.1%)、「一部読んだ」299 (27.3%)となっており、両者で88.4%とかなり高い数字になる。回答者職種とのクロス集計結果は、「懲戒に係わる権限の濫用の禁止」規定と同様、「施設長」315 (83.1%)が最も多い。

「施設内における子どものプライバシー尊重の取り組み」に関する質問の回答でも、現行の最低基準に問題意識をもっていた職員もいたことから児童福祉施設最低基準への関心は高いといえよう。

12-3. 子どもの権利条約

「全文読んだ」784 (71.5%)、「一部読んだ」258 (23.5%)であった。双方を合わせると95.0%と、4つの項目の中で最も多い数字になる。近年、児童養護施設における子どもの人権侵害事件が多発していることから、子どもの権

利条約について研修等で触れる機会が多かったのではないだろうか。

回答者職種とのクロス集計でも、3 職種とも高い数値になっており、関心の高さがうかがえる。

12-4. 児童虐待防止法

「全文読んだ」740 (67.5%)、「一部読んだ」256 (23.4%)という結果になった。

全項目を通して、厚生省の通知・法律については、施設長の意識・関心が、他職種と比して最も高いことがわかった。また主任保育士の法律・通知の把握率が、主任指導員と比べてやや低く、今後、現任研修等のプログラムを検討する中で、課題として注目する必要がある。

IV. まとめ

単純集計にもとづいて調査結果の概観と若干の考察を述べてきたが、施設長、主任指導員、主任保育士の職種によるクロス集計をしたところ、大きな差違がみられたものは少なく、主に通知・法律の既読に関する部分で施設長が「全文読んだ」が多い傾向にあったのが顕著な結果であり、全体としては三者の回答傾向は類似していた。今後、職種間差違の詳細や回答者年齢、施設規模によるクロス集計について学会発表などの機会を得て追加報告したい。

本研究の結果から以下の点が今後の権利擁護システム構築の課題として浮かび上がってきた。

子どもの権利擁護に関する取り組みの状況に関する質問からは、施設内で子どもの意見や相談を受け付ける仕組みがあるとしている回答が多いのに対し、苦情を受け止める第三者を設置している施設は少ないという状況がうかがえた。施設内の仕組みについては、その都度行っているといった曖昧な形が多く、意見箱や定期的な意見聴取の場を設けている施設は少ないなど子どもの意見・意思をくみ取る手だての整備として十分とは言えない状況であった。更に、意見に対する対応の結果報告が、主に口頭で行われていることは、その場限りの対応となってしまう危険性を有していると言える。また、意見を受け止める相手は施設長や主任児童指導員など日常的に関わる相手であり、施設で生活しなければならない子どもにとっては相談すること自体を躊躇する内容である場合もあることが考えられる。従って、今後は客観的に子どもの意見を受け入れ、検討する仕組みが多く施設で設けられることが必要であると言えるだろう。

更に、3 割程度の施設にしか設置されていなかった第

三者委員会についても、地域住民や主任児童委員、民生委員などの地域社会からの目が少ないといった状況にあり、施設内のサービスが社会化されない可能性を否定できない。学識経験者とあわせて、こうした地域住民の参加も課題である。

一方、子どもからの苦情処理に関する仕組みが少ないのに対し、保護者からの苦情を受け止める仕組みは6割程度あったが、施設サービス内容の外部評価実施もまだ少なく、第三者が施設内に入り、実践内容を点検することに抵抗をおぼえる傾向が強いことがうかがわれる。今後、児童養護施設における実践の質的向上を図るためには、第三者評価が必要である。外部による施設サービス評価の定着が今後の課題となるであろう。その意味では、神奈川県が実施している第三者（児童福祉施設以外の知的障害、高齢者施設の施設長、主任児童委員、弁護士、学識経験者など）による児童福祉施設の処遇評価事業などが参考になるだろう。

次に、権利擁護に関する取り組み後の変化を通じていえることは、外部との交流については、権利擁護の取り組みが近年盛んに議論される以前から多くの施設では行われていたということがうかがわれる。

一方で、施設長と主任指導員、主任保育士との間に、権利擁護の取り組み後による子どもへの指導に対する迷いに関しての意識の格差は、興味深い結果である。権利擁護の取り組みは、子どもの権利を保障し、子どもと職員が同じ立場で話し合う環境をつくりあげていく職員の力量が問われているのではないだろうか。そのため、児童養護施設において、施設長と主任指導員、主任保育士との同じ組織内の職員として連携を深めていくための関係づくりが大切である。そして、職員の資質向上のために、現場の実践により即した内外での研修や啓発活動をしていくことは、今後において重要な課題である。

権利ノートが無いところが5割、外部の相談機関や人権救済機関の存在を説明し連絡先や連絡方法を教えていない施設が3割、施設でのサービスの自己評価を実施していないところが4割、外部のサービス評価を導入していないところは8割という結果から施設外部の資源の活用が課題である点が浮き彫りとなったが、この数字は国・地方自治体、一般国民の社会的養護への関心を含めた社会全体の意識として、これまで看過されてきた結果であり、単に施設側の努力不足のみに原因をもとめ批判するだけでは建設的ではない。今回の結果からもさまざまな取り組みを行ってきた施設があり、また時代の要請から変革をしようとしている動きもうかがわれた点は高く評価すべきである。一方、施設外部の資源を積極的に

活用していない点や直接処遇を担当している職員に権利擁護に関する取り組みへの疑問がある点では権利擁護システムの意義を十分に理解していない現状があることも浮き彫りとなった。

児童養護施設と外部評価機関・第三者委員会が敵対する関係でなく、子どもへのサービス向上、権利擁護のためのパートナーであると双方が理解し、認め合いながら活用していくことが、本研究の結果でも明らかになっているように、子どもや職員の良い関係性にも寄与していくと考えられる。

いずれにせよ、形骸化したものではなく、権利擁護の実質的保障の実現のためには第三者の資源は不可欠であり、その活用に関し国・自治体が支援し、施設においても自己改革を図っていくことが児童養護施設だけに責任を押しつけないパートナーシップに基づいた構造改革につながるであろう。

謝辞：本研究は全国の児童養護施設の施設長・主任指導員・主任保育士の皆様方のご協力で実施することができました。お忙しいところ調査にご協力いただきましたことこの場を借りて心から感謝申し上げます。

なお、本チーム研究は以下のメンバーによって行われた。(50音順)

荒川裕子（日本社会事業大学大学院）
伊藤嘉余子（日本社会事業大学大学院）
加賀美尤祥（山梨立正光生園）
加藤純（ルーテル学院大学）
金子恵美（日本社会事業大学）
才村純（日本子ども家庭総合研究所）
庄司順一（青山学院大学）
鈴木力（聖徳大学短期大学部）
高橋重宏（日本社会事業大学）
高橋良太（全国社会福祉協議会）
高山直樹（和泉短期大学）
谷口和加子（日本子ども家庭総合研究所）
友川礼（日本社会事業大学大学院）
中谷茂一（聖学院大学）
松葉大直（日本社会事業大学大学院）
山本真実（淑徳大学）
横堀昌子（青山学院大学女子短期大学）
横山和泰（日本社会事業大学大学院研究生）

表1) 回答者職種

	実数	%
施設長	379	34.6
主任指導員	366	33.4
主任保育士	351	32.0
合計	1096	100.0

表2) Q1 貴施設の形態はどれですか。全国児童養護施設協議会作成の名簿に基づきご回答ください

	実数	%
大舎制	233	61.5
中舎制	64	16.9
小舎制	42	11.1
大舎+小舎	11	2.9
大舎+中舎	7	1.8
中舎+小舎	13	3.4
小舎+中舎+大舎	1	0.3
個室	1	0.3
無回答	7	1.8
合計	379	100.0

表3) Q2 職員をスーパーバイズ(助言・指導)する体制がありますか

	実数	%
ある	310	81.8
ない	48	12.7
無回答	21	5.5
合計	379	100

表4) Q2-1 スーパーバイズを担当されるのはどなたですか(複数回答)

	担当する	担当しない	無回答
施設長	243 (78.4)	61 (19.7)	6 (1.9)
副施設長	80 (25.8)	224 (72.3)	6 (1.9)
主任指導員・主任保育士	171 (55.2)	133 (42.9)	6 (1.9)
専任のスーパーバイズ担当職員	8 (2.6)	296 (95.5)	6 (1.9)
外部のスーパーバイザーに依頼(施設経験者・学識経験者)	42 (13.5)	262 (84.5)	6 (1.9)
児童相談所の職員に依頼	54 (17.4)	250 (80.6)	6 (1.9)
心理担当職員	44 (14.2)	260 (83.9)	6 (1.9)
その他	17 (5.5)	287 (92.6)	6 (1.9)

() 内は%

表5) Q2-2 スーパーバイズはどのような形で行っていますか(複数回答)

	行っている	行っていない	無回答
定期的に職員と個別にスーパーバイズする時間を設定している	63 (20.3)	241 (77.7)	6 (1.9)
定期的に職員をグループでスーパーバイズする時間を設定している	86 (27.7)	218 (70.3)	6 (1.9)
職員から求められればスーパーバイズしている	213 (68.7)	91 (29.4)	6 (1.9)
スーパーバイズ担当者が助言・指導が必要だと感じた職員を対象に実施している	164 (52.9)	140 (45.2)	6 (1.9)
問題発生の都度、職員が対応している	122 (39.4)	182 (58.7)	6 (1.9)
その他	296 (95.5)	8 (2.6)	6 (1.9)

() 内は%

表6) Q3-1 子どもの権利擁護の視点に基づく自立支援計画や手引きの見直しをしていますか

	実数	%
はい	340	89.7
いいえ	35	9.2
無回答	4	1.1
合計	379	100.0

高橋他：その1 児童養護施設における子どもの権利擁護に関する研究

表7) Q3-2 子ども会など子ども自身の自治活動が行われていますか

	実数	%
はい	278	73.4
いいえ	90	23.7
無回答	11	2.9
合計	379	100.0

表8) Q3-2-1 それは年に何回程度実施されていますか

	実数	%
1回	8	2.9
2回	8	2.9
3回	28	10.1
4回	21	7.6
5回	15	5.4
6回	20	7.2
7回	2	0.7
8回	2	0.7
9回	16	5.8
10回	2	0.7
11回	100	36
12回	1	0.4
13回	5	1.8
14回	2	0.7
15回	2	0.7
16回	2	0.7
17回	3	1.1
18回	5	1.8
19回	3	1.1
20回	1	0.4
21回	32	11.5
22回	278	100.0

表9) Q.3-2-2 子どもの参加はどのようになっていますか

	実数	%
全員	135	48.6
希望者のみ	5	1.8
各部屋の代表者のみ	18	6.5
中・高校生のみ	24	8.6
指導員による指名	2	0.7
もちまわり	0	0.0
その他	75	27.0
無回答	19	6.8
合計	278	100.0

表10) Q3-2-3 話し合われる主な内容はどのようなものですか

(複数回答)

	話し合われていない	話し合われている	無回答
行事のプログラムについて	37 (13.3)	237 (85.3)	4 (1.4)
日常生活について	35 (12.6)	239 (86.0)	4 (1.4)
規則について	81 (29.1)	193 (69.4)	4 (1.4)
日課について	106 (38.1)	168 (60.4)	4 (1.4)
進路について	233 (83.8)	41 (14.7)	4 (1.4)
職員への要望	99 (35.6)	175 (62.9)	4 (1.4)
その他	296 (95.5)	8 (2.6)	4 (1.4)

() 内は%

表11) Q3-2-4 子ども会から出た意見によって規則やルールが具体的に変わることはありますか

	実数	%
よくある	22	7.9
時々ある	183	65.8
ほとんどない	59	21.2
ない	1	0.4
無回答	13	4.7
合計	278	100.0

表12) Q3-2-5 2-4で「1.よくある」「2.時々ある」と答えた方にお聞きします。それは具体的にどのようなことですか

	実数	%
記入あり	194	69.8
無回答	84	30.2
合計	278	100.0

表 13) Q-3-3 子どもが意見を言ったり相談できる仕組みがありますか（日常生活の中でのかわりには含みません）

	実数	%
はい	329	86.8
いいえ	23	6.1
無回答	27	7.1
合計	379	100.0

表 14) Q-3-3-1 どのような方法で行っていますか（複数回答）

	行っていない	行っている	無回答
意見の投書箱の設置	228 (69.3)	95 (28.9)	6 (1.8)
子ども会で子どもが意見をまとめる	181 (55.0)	142 (43.2)	6 (1.8)
定期的に個別に子どもの意見を聴く時間を設定している	255 (77.5)	68 (20.7)	6 (1.8)
定期的に集団で子どもの意見を聴く時間を設定している	212 (64.4)	111 (33.7)	6 (1.8)
その都度受けている	119 (36.2)	204 (62.0)	6 (1.8)
その他	303 (92.1)	20 (6.1)	6 (1.8)

() 内は%

表 15) Q-3-3-2 子どもの意見や相談を聞く（受け止める）担当の方はどなたですか（複数回答）

	担当しない	担当する	無回答
施設長	104 (31.6)	221 (67.2)	4 (1.2)
副施設長	252 (76.6)	73 (22.2)	4 (1.2)
主任指導員	127 (38.6)	198 (60.2)	4 (1.2)
主任保育士	189 (57.4)	136 (41.3)	4 (1.2)
施設内の相談担当職員	262 (79.6)	63 (19.1)	4 (1.2)
施設外の相談担当職員	299 (90.9)	26 (7.9)	4 (1.2)
その子どもの担当職員	107 (32.5)	218 (66.3)	4 (1.2)
特に決めていない	277 (84.2)	48 (14.6)	4 (1.2)
その他	297 (90.3)	28 (8.5)	4 (1.2)

() 内は%

表 16) Q3-4 子どもたちから出た意見に対してどう対応したか、結果を子どもたちに発表・説明する機会を設けていますか（プライベートな相談は除きます）

	実数	%
はい	321	84.7
いいえ	22	5.8
無回答	36	9.5
合計	379	100.0

表 17) Q3-4-1 それは具体的にどのような方法ですか

	実数	%
文書で掲示する	10	3.1
チラシなどを作成して文書で配布する	2	0.6
担当職員から関係のある子どもに口頭で伝える	65	20.2
子ども会で口頭で伝える	57	17.8
子どもを集めて口頭で伝える	93	29.0
その他	8	2.5
無回答	86	26.8
合計	321	100.0

表 18) Q3-5 施設で苦情解決委員会を設置していますか

	実数	%
はい	152	40.1
いいえ	215	56.7
無回答	12	3.2
合計	379	100.0

表 19) Q3-6 施設内に第三者委員がありますか

	実数	%
はい	127	33.5
いいえ	236	62.3
無回答	16	4.2
合計	379	100.0

高橋他：その1 児童養護施設における子どもの権利擁護に関する研究

表 20) Q6-1 第三者委員にはどなたを選任していますか

(複数回答)

	選任していない	選任している	無回答
弁護士	88 (69.3)	33 (26.0)	6 (4.7)
地域の住民	78 (61.4)	43 (33.9)	6 (4.7)
主任児童委員	85 (66.9)	36 (28.3)	6 (4.7)
民生児童委員	82 (64.6)	39 (30.7)	6 (4.7)
児童相談所職員	110 (86.6)	11 (8.7)	6 (4.7)
他の児童養護施設職員	115 (90.6)	6 (4.7)	6 (4.7)
児童相談所以外の他機関職員 (保健所など)	117 (92.1)	4 (3.1)	6 (4.7)
施設の卒園生	116 (91.3)	5 (3.9)	6 (4.7)
学識経験者	60 (47.2)	61 (48.0)	6 (4.7)
その他	67 (52.8)	54 (42.5)	6 (4.7)

() 内は%

表 21) Q3-7 施設として保護者からの苦情を受け止める仕組みがありますか

	実数	%
はい	234	61.7
いいえ	127	33.5
無回答	18	4.7
合計	379	100.0

表 22) Q3-8 職員に対して権利擁護に関する研修を施設内で行っていますか

	実数	%
はい	255	67.3
いいえ	113	29.8
無回答	11	2.9
合計	379	100.0

表 23) Q3-8-1 それは年に何回程度開催されていますか

	実数	%
1回	32	12.5
2回	77	30.2
3回	65	25.5
4回	19	7.5
5回	10	3.9
6回	7	2.7
8回	2	0.8
10回	7	2.7
11回	1	0.4
12回	12	4.7
20回	1	0.4
無回答	22	8.6
合計	255	100.0

表 23-1) Q3-8-1C それは年に何回程度開催されていますか (カテゴリー化)

	実数	%
1回	32	12.5
2-3回	142	55.7
4-5回	29	11.4
6-11回	17	6.7
12回以上	13	5.1
無回答	22	8.6
合計	255	100.0

表 24) Q3-8-2 今年度に入り、実施した研修のテーマは何ですか

	実数	%
記入あり	220	86.3
無回答	35	13.7
合計	255	100.0

表 25) Q3-8-3 どのような方法で行っていますか

	ない	ある	無回答
施設内で職員同士が子どもの権利擁護に関して学ぶ機会を設けている	53 (20.8)	187 (73.3)	15 (5.9)
外部から講師を招いて、子どもの権利擁護に関して学ぶ機会を設けている	166 (65.1)	74 (29.0)	15 (5.9)
その他	213 (83.5)	27 (10.6)	15 (5.9)

() 内は%

表 26) Q3-9 権利擁護に関する外部の研修やプログラムへ職員が参加できるように具体的な支援をしていますか

	実数	%
はい	353	93.1
いいえ	13	3.4
無回答	13	3.4
合計	379	100.0

表 27) Q3-9-1 具体的にはどのようなことをなさっていますか

	実数	%
公的な勤務として費用を出し研修に出席してもらっている	314	89.0
個人的学習と見なし費用は出さず研修日程に配慮したシフトにする	10	2.8
研修参加費用は出すが研修日程には配慮しない(公休利用)	9	2.5
その他	7	2.0
無回答	13	3.7
合計	353	100.0

表 28) Q3-10-1 権利(・責任)ノートを施設で作成・配布していますか

	実数	%
施設で作成・配布なし	335	88.4
施設で作成したものを配布	36	9.5
無回答	8	2.1
合計	379	100.0

表 29) Q3-10-2 権利(・責任)ノートを自治体で作成・配布していますか

	実数	%
自治体で作成・配布なし	209	55.1
自治体で作成したものを配布	162	42.7
無回答	8	2.1
合計	379	100.0

表 30) Q3-10-3 権利(・責任)ノートを施設または自治体で作成・配布していますか

	実数	%
作成・配布有り	191	50.4
無い	180	47.5
無回答	8	2.1
合計	379	100.0

表 31) Q3-10-S1 配布する際、子どもに対して施設として説明を行いましたか

	実数	%
はい	158	82.7
いいえ	27	14.1
無回答	6	3.1
合計	191	100.0

表 32) Q3-10SS1 10-1 で「2.いいえ」と答えた方にお聞きします。それはなぜですか

	実数	%
児童相談所の職員が行ったから	22	11.5
忙しい・時間がないから	0	0.0
個別に読めばいいから	1	0.5
内容が適切でないから	1	0.5
説明しても子どもには理解できないから	2	1.0
その他	3	1.6
無回答	162	84.8
合計	191	100.0

表 33) Q3-11 外部の相談機関や人権救済機関があることを子どもたちに説明し、連絡先や連絡方法を教えていますか

	実数	%
はい	226	59.6
いいえ	134	35.4
無回答	19	5.0
合計	379	100.0

表 34) Q3-11-1 11 で「2.いいえ」と答えた方にお聞きします。それはなぜですか

	実数	%
該当する機関がないから	18	13.4
施設で対応できるから	66	49.3
子どもが虚偽の申告をする可能性があるから	1	0.7
その他	36	26.9
無回答	13	9.7
合計	134	100.0

高橋他：その1 児童養護施設における子どもの権利擁護に関する研究

表 35) Q3-12 施設でのサービスに関して自己評価を行っていますか

	実数	%
はい	203	53.6
いいえ	156	41.2
無回答	20	5.3
合計	379	100.0

表 36) Q3-12-1 それは年に何回程度行われていますか

	実数	%
1回	114	30.1
2回	45	11.9
3回	15	4.0
4回	5	1.3
5回	2	0.5
10回	6	1.6
11回	2	0.5
12回	10	2.6
36回	1	0.3
50回	1	0.3
無回答	178	47.0
合計	379	100.0

表 36-1) Q3-12-1C それは年に何回程度行われていますか (カテゴリー化)

	実数	%
1回	111	54.7
2-3回	57	28.1
4-11回	10	4.9
12回以上	12	5.9
無回答	13	6.4
合計	203	100.0

表 37) Q3-12-2 評価に参加するのはどなたですか (複数回答)

	参加しない	参加する	無回答
施設長	26 (12.8)	171 (84.2)	6 (3.0)
副施設長	149 (73.4)	48 (23.6)	6 (3.0)
施設職員	30 (14.8)	167 (82.3)	6 (3.0)
子ども	183 (90.1)	14 (6.9)	6 (3.0)
理事会	176 (86.7)	21 (10.3)	6 (3.0)
その他	189 (93.1)	8 (3.9)	6 (3.0)

() 内は%

表 38) Q3-13 外部のサービス評価を受け入れていますか

	実数	%
はい	49	12.9
いいえ	312	82.3
無回答	18	4.7
合計	379	100.0

表 39) Q3-13-1 それは具体的にどのようなものですか

	実数	%
記入あり	47	95.9
無回答	2	4.1
合計	49	100.0

表 40) Q3-14 上記以外に、施設独自で行っている取り組みがあれば、具体的 (頻度、対象、方法等) にお書き下さい

	実数	%
記入あり	49	12.9
無回答	330	87.1
合計	379	100.0

表 41) Q4-1 子どもに関して良かった事がありますか (複数回答)

	ない	ある	無回答
職員への話しかけが多くなった	645 (58.9)	374 (34.1)	77 (7.0)
職員との関係がよくなった	789 (72.0)	230 (21.0)	77 (7.0)
子ども同士での話し合いが多くなった	759 (69.3)	260 (23.7)	77 (7.0)
子ども同士の関係がよくなった	914 (83.4)	105 (9.6)	77 (7.0)
問題行動が少なくなった	911 (83.1)	108 (9.9)	77 (7.0)
様々な場面で積極的になった	847 (77.3)	172 (15.7)	77 (7.0)
表情が明るくなった	854 (77.9)	165 (15.1)	77 (7.0)
外部の子どもとの交流が多くなった	876 (79.9)	143 (13.0)	77 (7.0)
「権利」と同時に「責任」の意味が理解できるようになった	844 (77.0)	175 (16.0)	77 (7.0)
施設生活を「主体的」にとらえられるようになった	839 (76.6)	180 (16.4)	77 (7.0)
その他	915 (83.5)	104 (9.5)	77 (7.0)
特にない	740 (67.5)	279 (25.5)	77 (7.0)

() 内は%

表 42) Q4-2 職員に関して良かった事はありますか (複数回答)

	ない	ある	無回答
子どもへの話しかけが多くなった	632 (57.7)	391 (35.7)	73 (6.7)
子どもとの関係がよくなった	830 (75.7)	193 (17.6)	73 (6.7)
子どもとの話し合いの時間が多くなった	572 (52.2)	451 (41.1)	73 (6.7)
職員同士の話し合いが多くなった	516 (47.1)	507 (46.3)	73 (6.7)
職員同士の関係がよくなった	918 (83.8)	105 (9.6)	73 (6.7)
様々な場面で適切な処遇が出来るようになった	761 (69.4)	262 (23.9)	73 (6.7)
外部の職員との交流が増えた	879 (80.2)	144 (13.1)	73 (6.7)
勉強するものが増えた	554 (50.5)	469 (42.8)	73 (6.7)
その他	978 (89.2)	45 (4.1)	73 (6.7)
特にない	901 (82.2)	122 (11.1)	73 (6.7)

() 内は%

表 43) Q4-3 外部との関係で何か良い変化はありましたか

(複数回答)

	ない	ある	無回答
地域との交流が増えた	753 (68.7)	245 (22.4)	98 (8.9)
施設に対する地域の評価が良くなった	859 (78.4)	139 (12.7)	98 (8.9)
ボランティアが関わるが多くなった	744 (67.9)	254 (23.2)	98 (8.9)
外部の子どもたちが訪ねてくるが多くなった	788 (71.9)	210 (19.2)	98 (8.9)
その他	948 (86.5)	50 (4.6)	98 (8.9)
特にない	508 (46.4)	490 (44.7)	98 (8.9)

() 内は%

表 44) Q4-4 子どもに関して新たに問題になったことはありますか (複数回答)

	ない	ある	無回答
わがままになった	730 (66.6)	274 (25.0)	92 (8.4)
権利ばかりを主張するようになった	686 (62.6)	318 (29.0)	92 (8.4)
規則を守らなくなった	818 (74.6)	186 (17.0)	92 (8.4)
職員との関係が悪くなった	973 (88.8)	31 (2.8)	92 (8.4)
子ども同士の関係が悪くなった	985 (89.9)	19 (1.7)	92 (8.4)
その他	953 (87.0)	51 (4.7)	92 (8.4)
特にない	492 (44.9)	512 (46.7)	92 (8.4)

() 内は%

表 45) Q4-5 職員に関して新たに問題になったことはありますか (複数回答)

	ない	ある	無回答
子どもに甘くなった	810 (73.9)	196 (17.9)	90 (8.2)
子どもに振り回されるようになった	694 (63.3)	312 (28.5)	90 (8.2)
子どもの話を聞くことが少なくなった	1001 (91.3)	5 (0.5)	90 (8.2)
職員同士の関係が悪くなった	982 (89.6)	24 (2.2)	90 (8.2)
子どもに対し消極的になった	831 (75.8)	175 (16.0)	90 (8.2)
指導の仕方がわからなくなった	797 (72.7)	209 (19.1)	90 (8.2)
その他	950 (86.7)	56 (5.1)	90 (8.2)
特にない	555 (50.6)	451 (41.1)	90 (8.2)

() 内は%

表 46) Q4-6 外部との関係で新たに問題になったことはありますか (複数回答)

	ない	ある	無回答
地域が施設のやり方を理解しない	954 (87.0)	35 (3.2)	107 (9.8)
外部からの出入りが多くなり落ち着かなくなった	933 (85.1)	56 (5.1)	107 (9.8)
施設に対して地域の評価が悪くなった	965 (88.0)	24 (2.2)	107 (9.8)
その他	961 (87.7)	28 (2.6)	107 (9.8)
特になし	122 (11.1)	867 (79.1)	107 (9.8)

() 内は%

表 47) Q5 施設内の権利擁護の取り組みを行う上で、他機関・他施設の権利擁護の取り組みを参考にしましたか

	実数	%
参考にした	742	67.7
特に参考にしなかった	280	25.5
無回答	74	6.8
合計	1096	100.0

表 48) Q6 権利擁護の取り組みに関して、他機関・他施設の職員や子どもと交流・連携することがありますか (複数回答)

	ない	ある	無回答
他機関 (児童相談所など) の職員	210 (19.2)	726 (66.2)	160 (14.6)
他の児童養護施設の職員	312 (28.5)	624 (56.9)	160 (14.6)
他の児童養護施設の子ども	801 (73.1)	135 (12.3)	160 (14.6)
その他	852 (77.7)	84 (7.7)	160 (14.6)

() 内は%

表 49) Q7 以下のような外部との交流がありますか (複数回答)

	ない	ある	無回答
ボランティアの受け入れを行っている	58 (5.3)	1009 (92.1)	29 (2.6)
園庭・施設開放を行っている	380 (34.7)	687 (62.7)	29 (2.6)
地域の行事に参加している	105 (9.6)	962 (87.8)	29 (2.6)
学校や地域と懇親会を開いている	332 (30.3)	735 (67.1)	29 (2.6)
見学者を受け入れている	81 (7.4)	986 (90.0)	29 (2.6)
その他	962 (87.8)	105 (9.6)	29 (2.6)

() 内は%

表 50) Q8 施設内での子どものプライバシー尊重に関する取り組みについてどう感じますか

	実数	%
子どものプライバシーは施設内で十分に守られていると感じる	301	27.5
プライバシーは十分に守られていないが職員の意識改革で実践可能	389	35.5
プライバシーは十分に守られておらず処遇方法の教育・研修が必要	81	7.4
プライバシーは十分に守られておらず現行最低基準では困難	240	21.9
施設内で集団養護をする場合子どものプライバシー保護は不可能	45	4.1
施設内では必ずしも子どものプライバシーを守る必要がない	4	0.4
無回答	36	3.3
合計	1096	100.0

表 51) Q9 施設内での子どもの意見尊重に関する取り組みについてどう感じますか

	実数	%
子どもの意見は、施設内で十分に尊重されていると感じる	335	30.6
子どもの意見は十分に尊重されていないが職員の意識改革で実践可能	480	43.8
子どもの意見は十分に尊重されておらず職員の教育・啓発が必要	97	8.9
集団養護の場では子どもの意見を尊重するのは困難	105	9.6
施設内で集団養護する場合子どもの意見を尊重するのは不可能	33	3.0
施設内では必ずしも子どもの意見尊重が優先される必要がない	15	1.4
無回答	31	2.8
合計	1096	100.0

表 52) Q10 施設内での子どもの権利擁護の取り組みについてどう感じますか

	実数	%
子どもの権利擁護の取り組みは、施設内で十分に行われている	238	21.7
子どもの権利擁護の取組は十分でないが職員の意識改革で実践可能	581	53.0
子どもの権利擁護の取組は十分でなく職員の教育・啓発が必要	141	12.9
子どもの権利擁護の取組は十分でなく、集団養護で権利擁護は困難	83	7.6
集団養護する場合、個々の子どもの権利を擁護することは不可能	15	1.4
無回答	38	3.5
合計	1096	100.0

表 53) Q11-1 厚生省の通知 懲戒権乱用禁止規定

	実数	%
全文読んだ	698	63.7
一部読んだ	250	22.8
読んでいないが要点は知っている	78	7.1
知らない	43	3.9
無回答	27	2.5
合計	1096	100.0

表 54) Q11-2 施設最低基準

	実数	%
全文読んだ	670	61.1
一部読んだ	299	27.3
読んでいないが要点は知っている	83	7.6
知らない	19	1.7
無回答	25	2.3
合計	1096	100.0

表 55) Q11-3 子どもの権利条約

	実数	%
全文読んだ	784	71.5
一部読んだ	258	23.5
読んでいないが要点は知っている	30	2.7
知らない	4	0.4
無回答	20	1.8
合計	1096	100.0

表 56) Q11-4 虐待防止法

	実数	%
全文読んだ	740	67.5
一部読んだ	256	23.4
読んでいないが要点は知っている	73	6.7
知らない	7	0.6
無回答	20	1.8
合計	1096	100.0

表 57) Q12 子どもに逸脱・不適応行動等があった場合、何らかの形で「罰」（行動等の規制）を与えることは必要だと思いますか

	実数	%
不必要である	146	13.3
必要だとは思わないがやむを得ない場合がある	598	54.6
必要でないが、罰に代わる対応が分からない	63	5.7
必要である	253	23.1
無回答	36	3.3
合計	1096	100.0

高橋他：その1 児童養護施設における子どもの権利擁護に関する研究

表 58) Q13 子どもに逸脱・不適応行動等があった場合、子どもへの対応としてどのような方法を用いていますか (複数回答)

	しない	する	無回答
時間をかけて話をする	38 (3.5)	1045 (95.3)	13 (1.2)
お手伝い(掃除など)をさせる	736 (67.2)	347 (31.7)	13 (1.2)
おやつを抜く	1053 (96.1)	30 (2.7)	13 (1.2)
テレビ・門限などを規制する	835 (76.2)	248 (22.6)	13 (1.2)
反省文を書かせる	488 (44.5)	595 (54.3)	13 (1.2)
公共のボランティア	1035 (94.4)	48 (4.4)	13 (1.2)
特にない	1076 (98.2)	7 (0.6)	13 (1.2)
その他	970 (88.5)	113 (10.3)	13 (1.2)

() 内は%

表 59) Q14 以下の中で子どもの権利を侵害していると思われる項目に○をつけて下さい (複数回答)

	思わない	思う	無回答
頭を叩く	127 (11.6)	938 (85.6)	31 (2.8)
顔をビンタする	112 (10.2)	953 (87.0)	31 (2.8)
強くつねる	92 (8.4)	973 (88.8)	31 (2.8)
腹を叩く	70 (6.4)	995 (90.8)	31 (2.8)
長時間の正座	91 (8.3)	974 (88.9)	31 (2.8)
食事を抜く	49 (4.5)	1016 (92.7)	31 (2.8)
足でける	65 (5.9)	1000 (91.2)	31 (2.8)
おしりを叩く	312 (28.5)	753 (68.7)	31 (2.8)
無視をする	71 (6.5)	994 (90.7)	31 (2.8)
悪い子は家(自宅)に帰りなさいと言う	82 (7.5)	983 (89.7)	31 (2.8)
〇ちゃんはバカだと言う	99 (9.0)	966 (88.1)	31 (2.8)
子どもの言葉を無視する	84 (7.7)	981 (89.5)	31 (2.8)
子どもに拒否的態度をとる	126 (11.5)	939 (85.7)	31 (2.8)
大声でどなる	400 (36.5)	665 (60.7)	31 (2.8)
宗教的思想や儀式を強要する	105 (9.6)	960 (87.6)	31 (2.8)
マラソン等他の子どもから離れて運動させる	184 (16.8)	881 (80.4)	31 (2.8)

表 60) Q15 あなたの性別

	実数	%
男性	635	57.9
女性	455	41.5
無回答	6	0.5
合計	1096	100.0

表 61) Q16 あなたの年齢

	実数	%
20歳代	66	6.0
30歳代	191	17.4
40歳代	324	29.6
50歳代	295	26.9
60歳代	154	14.1
70歳以上	56	5.1
無回答	10	0.9
合計	1096	100.0

表 61-1) Q17C 現在の施設に勤務されてから(※施設長は長になられてから)の年数(カテゴリー化)

	実数	%
1年未満	70	6.4
1年以上10年未満	402	36.7
10年以上20年未満	303	27.6
20年以上30年未満	226	20.6
30年以上	74	6.8
無回答	21	1.9
合計	1096	100.0

表 62) Q18 他に勤務した経験がありますか

	実数	%
ない	375	34.2
ある	700	63.9
無回答	21	1.9
合計	1096	100.0

表 63) Q18 他での勤務経験はどれに該当しますか

	ない	ある	無回答
乳児院・児童養護施設	546 (75.7)	156 (21.6)	19 (2.6)
児童関係の他児童福祉施設（保育所・母子生活支援施設・情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設など）	520 (72.1)	182 (25.2)	19 (2.6)
児童以外の福祉施設（特別養護老人ホーム・高齢者デイサービス・知的障害者施設など）	584 (81.0)	118 (16.4)	19 (2.6)
施設現場以外の福祉関係事務職（本庁の児童福祉課・福祉事務所・児童相談所など）	622 (86.3)	80 (11.1)	19 (2.6)
福祉関係以外の公務員・一般企業・その他	356 (49.4)	346 (48.0)	19 (2.6)

() 内は%

表 66) Q21 施設内における子どもの権利侵害について、またそれへの対応方策などについてご意見、お考えがあれば自由にご記入ください

	度数	%
記入あり	437	39.9
無回答	659	60.1
合計	1096	100.0

表 64) Q19 あなたの最終学歴はどれですか

	実数	%
中学卒	1	0.1
高校卒	154	14.1
専門学校卒（福祉を専攻）	74	6.8
専門学校卒（福祉以外を専攻）	36	3.3
短期大学卒（福祉を専攻）	147	13.4
短期大学卒（福祉以外を専攻）	100	9.1
大学・大学院卒（福祉を専攻）	233	21.3
大学・大学院卒（福祉以外を専攻）	321	29.3
無回答	30	2.7
合計	1096	100.0

表 65) Q20 社会福祉士資格をお持ちですか

	実数	%
持っている	62	5.7
持っていない	1020	93.1
無回答	14	1.3
合計	1096	100.0

**「児童養護施設における権利擁護意識
実態調査」調査票
(施設長用)**

この度は、業務ご多忙の中、調査にご協力下さいまして誠にありがとうございます。
す。

下記の、「ご記入にあたっての注意事項」をよくお読みいただき、ご回答いただけますようよろしくお願い申し上げます。

◆ご記入にあたっての注意事項◆

1. 回答はそれぞれの指示に従い、該当する選択肢の番号に○をおつけ下さい。数字を記入する欄には、該当する数字をご記入下さい。
2. 「その他」の自由記述の部分は、お手数ですができるだけ具体的にご記入下さい。
3. お忙しいところ恐縮ですが、ご記入済みの調査票は、**平成13年 月 日()**
までに、返信用の封筒にてご投函下さいますようお願い申し上げます。
4. 本調査についてのお問い合わせは下記までお願いいたします
《お問い合わせ先》
〒106-8580 東京都港区南麻布5-6-8 日本子ども家庭総合研究所
子ども家庭福祉研究部 山本真実
TEL 03-3473-8349
FAX 03-3473-8408

I. 貴施設・職員体制についておうかがいします

問1. 貴施設の形態はどれですか？全国児童養護施設協議会作成の名簿に基づきご回答ください。(1つに○)

- | | | | |
|----------|----------|-------------|----------|
| 1. 大舎制 | 2. 中舎制 | 3. 小舎制 | 4. 大舎+小舎 |
| 5. 大舎+中舎 | 6. 中舎+小舎 | 7. 小舎+中舎+大舎 | 8. 個室 |

問2. 職員をスーパーバイズ(助言・指導)する体制がありますか

- | | |
|-------|-------|
| 1. ある | 2. ない |
|-------|-------|

▶問2-1 問2で「1.ある」と答えた方にお聞きします。スーパーバイズをご担当されるのはどなたですか(いくつでも○)

- | | |
|--------------------------------|-------------------|
| 1. 施設長 | 2. 副施設長 |
| 3. 主任指導員・主任保育士 | 4. 専任のスーパーバイズ担当職員 |
| 5. 外部のスーパーバイザーに依頼(施設経験者・学識経験者) | 6. 児童相談所の職員に依頼 |
| 7. 心理担当職員 | 8. その他() |

▶問2-2 スーパーバイズはどのような形で行っていますか(いくつでも○)

- | |
|--|
| 1. 定期的に職員と個別にスーパーバイズする時間を設定している |
| 2. 定期的に職員をグループでスーパーバイズする時間を設定している |
| 3. 職員から求められればスーパーバイズしている |
| 4. スーパーバイズ担当者が助言・指導が必要と感じた職員を対象に実施している |
| 5. 問題発生の都度、職員が対応している |
| 6. その他() |

II. 貴施設における子どもの権利擁護に関する取り組みの実態についておうかがいします

問3. 貴施設では、次の1.~13のような子どもの権利擁護の取り組みを行っていますか？それぞれについて、お答えください。

1. 子どもの権利擁護の視点に基づく自立支援計画や手引きの見直しをしていますか

- | | |
|-------|--------|
| 1. はい | 2. いいえ |
|-------|--------|

2. 子ども会など子ども自身の自治活動が行われていますか

- | | |
|-------|--------|
| 1. はい | 2. いいえ |
|-------|--------|

▶2-1 それは年に何回程度開催されていますか

年に 回程度

▶2-2 子どもの参加はどのような形になっていますか(主なもの1つに○)

- | | | |
|------------|-------------|--------------|
| 1. 全員 | 2. 希望者のみ | 3. 各部屋の代表者のみ |
| 4. 中・高校生のみ | 5. 指導員による指名 | 6. もちまわり |
| 7. その他() | | |

▶2-3 話し合われる主な内容はどのようなものですか (いくつでも○)

- | | | |
|-----------------|-------------|-----------|
| 1. 行事のプログラムについて | 2. 日常生活について | 3. 規則について |
| 4. 日課について | 5. 進路について | 6. 職員への要望 |
| 7. その他 () | | |

▶2-4 子ども会から出た意見によって規則やルールが具体的に変わりますか (1つに○)

- | | | | |
|---------|---------|-----------|-------|
| 1. よくある | 2. 時々ある | 3. ほとんどない | 4. ない |
|---------|---------|-----------|-------|

2-5 2-4 で「1.よくある」「2.時々ある」と答えた方にお聞きします。それは具体的にどのようなことですか

3. 子どもが意見を言ったり相談できる仕組みがありますか (日常生活の中でのかわりを含みません)

- | | |
|-------|--------|
| 1. はい | 2. いいえ |
|-------|--------|

▶3-1 どのような方法で行っていますか (いくつでも○)

- | |
|------------------------------|
| 1. 意見の投書箱の設置 |
| 2. 子ども会で子どもが意見をまとめる |
| 3. 定期的に個別に子どもの意見を聴く時間を設定している |
| 4. 定期的に集団で子どもの意見を聴く時間を設定している |
| 5. その都度受けている |
| 6. その他 () |

▶3-2 子どもの意見や相談を聞く (受け止める) 担当の方はどなたですか (いくつでも○)

- | | | |
|---------------|---------------|---------------|
| 1. 施設長 | 2. 副施設長 | 3. 主任指導員 |
| 4. 主任保育士 | 4. 施設内の相談担当職員 | 6. 施設外の相談担当職員 |
| 7. その子どもの担当職員 | 8. 特に決めていない | 9. その他 |

4. 子どもたちから出た意見に対してどう対応したか、結果を子どもたちに発表・説明する機会を設けていますか (プライベートな相談は除きます)

- | | |
|-------|--------|
| 1. はい | 2. いいえ |
|-------|--------|

▶4-1 それは具体的にどのような方法ですか (主なもの1つに○)

- | | |
|--------------------------|----------------------|
| 1. 文書で掲示する | 2. チラシなどを作成して文書で配布する |
| 3. 担当職員から関係のある子どもに口頭で伝える | 4. 子ども会で口頭で伝える |
| 5. 子どもを集めて口頭で伝える | 6. その他 () |

5. 施設で苦情解決委員会を設置していますか?

- | | |
|-------|--------|
| 1. はい | 2. いいえ |
|-------|--------|

6. 施設内に第三者委員がありますか

1. はい 2. いいえ

▶ 6-1 第三者委員にはどなたを選任していますか (すべてに○)

- | | | | |
|------------|---------------|--------------------------|-----------|
| 1. 弁護士 | 2. 地域の住民 | 3. 主任児童委員 | 4. 民生児童委員 |
| 5. 児童相談所職員 | 6. 他の児童養護施設職員 | 7. 児童相談所以外の他機関職員 (保健所など) | |
| 8. 施設の卒園生 | 9. 学識経験者 | 10. その他 () | |

7. 施設として保護者からの苦情を受け止める仕組みがありますか

1. はい 2. いいえ

▶ 7-1 苦情を受ける担当は誰ですか

- | |
|----------------------------|
| 1. 第三者委員 |
| 2. 理事会などに相談できる弁護士・学識経験者がいる |
| 3. 保護者から相談を受ける担当の職員を配置している |
| 4. その他 () |

8. 職員に対して権利擁護に関する研修を施設内で行っていますか

1. はい 2. いいえ

▶ 8-1 それは年に何回程度開催されていますか

年に 回程度

8-2 今年度に入り、実施した研修のテーマは何ですか

--

8-3 どのような方法で行っていますか

- | |
|--------------------------------------|
| 1. 施設内で職員同士が子どもの権利擁護に関して学ぶ機会を設けている |
| 2. 外部から講師を招いて、子どもの権利擁護に関して学ぶ機会を設けている |
| 3. その他 () |

9. 権利擁護に関する外部の研修やプログラムへ職員が参加できるように具体的な支援をしていますか

1. はい 2. いいえ

▶ 9-1 具体的にはどのようなことをなさっていますか (1つに○)

- | |
|--|
| 1. 公的な勤務として費用を出し研修に出席してもらっている |
| 2. 個人的な学習と位置づけているため、費用は出さないが研修の日程を事前に配慮したシフトを組んで出席しやすくしている |
| 3. 研修参加の費用を出しているが研修の日程に合わせて勤務日については配慮しない (公休等を利用) |
| 4. その他 () |

10. 権利（・責任）ノートを施設または自治体で作成・配布していますか

1. 施設で作成したものを配布 2. 自治体で作成したものを配布 3. 無い

10-1 配布する際、子どもに対して施設として説明を行いましたか

1. はい 2. いいえ

▶10-1-1 10-1で「2. いいえ」と答えた方にお聞きします。それはなぜですか（最も近いもの1つに○）

1. 児童相談所の職員が行ったから 2. 忙しい・時間がないから
3. 個別に読めばいいから 4. 内容が適切でないから
5. 説明しても子どもには理解できないから 6. その他（ ）

11. 外部の相談機関や人権救済機関があることを子どもたちに説明し、連絡先や連絡方法などを教えていますか

1. はい 2. いいえ

▶11-1 11で「2. いいえ」と答えた方にお聞きします。それはなぜですか（最も近いもの1つに○）

1. 該当する機関が無いから 2. 施設で対応できるから
3. 子どもが虚偽の申告をする可能性があるから 4. その他（ ）

12. 施設でのサービスに関して、自己評価を行っていますか

1. はい 2. いいえ

▶12-1 それは年に何回程度行われていますか

年に 回程度

▶12-2 評価に参加するのはどなたですか（すべてに○）

1. 施設長 2. 副施設長 3. 施設職員
4. 子ども 5. 理事会 6. その他（ ）

13. 外部のサービス評価を受け入れていますか

1. はい 2. いいえ

▶13-1 それは具体的にどのようなものですか

14. 上記以外に、施設独自で行っている取り組みがあれば、具体的（頻度、対象、方法等）にお書き下さい

Ⅲ. 権利擁護の取り組み後の変化についておうかがいします

同4. 権利擁護の取り組みをしたことで、「子ども」「職員」「外部との関係」でどのような変化がありましたか

1. 子どもに関して良かった事はありますか (すべてに○)

- | | |
|--------------------------------|---------------------|
| 1. 職員への話しかけが多くなった | 2. 職員との関係がよくなった |
| 3. 子ども同士での話し合いが多くなった | 4. 子ども同士の関係がよくなった |
| 5. 問題行動が少なくなった | 6. 様々な場面で積極的になった |
| 7. 表情が明るくなった | 8. 外部の子どもとの交流が多くなった |
| 9. 「権利」と同時に「責任」の意味が理解できるようになった | |
| 10. 施設生活を「主体的」にとらえられるようになった | |
| 11. その他 () | |
| 12. 特にない | |

2. 職員に関して良かったことはありますか (すべてに○)

- | | |
|-----------------------|--------------------------|
| 1. 子どもへの話しかけが多くなった | 2. 子どもとの関係がよくなった |
| 3. 子どもとの話し合いの時間が多くなった | 4. 職員同士の話し合いが多くなった |
| 5. 職員同士の関係が良くなった | 6. 様々な場面で適切な処遇ができるようになった |
| 7. 外部の職員との交流が増えた | 8. 勉強するものが増えた |
| 9. その他 () | |
| 10. 特にない | |

3. 外部との関係で何か良い変化はありましたか (すべてに○)

- | | |
|---------------------|-------------------------|
| 1. 地域との交流が増えた | 2. 施設に対する地域の評価が良くなった |
| 3. ボランティアが関わるが多くなった | 4. 外部の子どもたちが訪ねてくるが多くなった |
| 5. その他 () | |
| 6. 特にない | |

4. 子どもに関して新たに問題になったことはありますか (すべてに○)

- | | | |
|-------------------|---------------------|--|
| 1. わがままになった | 2. 権利ばかりを主張するようになった | |
| 3. 規則を守らなくなった | 4. 職員との関係が悪くなった | |
| 5. 子ども同士の関係が悪くなった | 6. その他 () | |
| 7. 特にない | | |

5. 職員に関して新たに問題になったことはありますか (すべてに○)

- | | |
|----------------------|---------------------|
| 1. 子どもに甘くなった | 2. 子どもに振り回されるようになった |
| 3. 子どもの話を聞くことが少なくなった | 4. 職員同士の関係が悪くなった |
| 5. 子どもに対し、消極的になった | 6. 指導の仕方がわからなくなった |
| 7. その他 () | |
| 8. 特にない | |

6. 外部との関係で新たに問題になったことはありますか (すべてに○)

- | | |
|---------------------------|--|
| 1. 地域が施設のやりかたを理解しない | |
| 2. 外部からの出入りが多くなり落ち着かなくなった | |
| 3. 施設に対して地域の評価が悪くなった | |
| 4. その他 () | |
| 5. 特にない | |

問5. 施設内の権利擁護の取り組みを行う上で、他機関・他施設の権利擁護の取り組みを参考にしましたか

- | | |
|----------|---------------|
| 1. 参考にした | 2. 特に参考にしなかった |
|----------|---------------|

問6. 権利擁護の取り組みに関して、他機関・他施設の職員や子どもと交流・連携することがありますか？交流・連携のあるものすべてに○をつけて下さい。（すべてに○）

- | | | |
|--------------------|----------------|-----------------|
| 1. 他機関（児童相談所など）の職員 | 2. 他の児童養護施設の職員 | 3. 他の児童養護施設の子ども |
| 4. その他（ | | ） |

問7. 以下のような外部との交流がありますか（すべてに○）

- | | | |
|----------------------|--------------------|---|
| 1. ボランティアの受け入れを行っている | 2. 園庭・施設開放を行っている | |
| 3. 地域の行事に参加している | 7. 学校や地域と懇親会を開いている | |
| 5. 見学者を受け入れている | 6. その他（ | ） |

Ⅳ. 権利擁護の取り組みについてのあなたご自身のお考えについておうかがいします

問8. 施設内での子どものプライバシー尊重に関する取り組みについてどう感じますか（1つに○）

- | |
|--|
| 1. 子どものプライバシーは施設内で十分に守られていると感じる |
| 2. 子どものプライバシーは十分に守られていないが、職員の意識改革により実践可能である |
| 3. 子どものプライバシーは十分に守られておらず、処遇方法に関する教育や研修が必要である |
| 4. 子どものプライバシーは十分に守られておらず現在の最低基準では難しいと感じる |
| 5. 施設内で集団養護をする場合、子どものプライバシーを守ることは不可能である |
| 6. 施設内では必ずしも子どものプライバシーを守る必要がない |

問9. 施設内での子どもの意見尊重に関する取り組みについてどう感じますか（1つに○）

- | |
|--|
| 1. 子どもの意見は、施設内で十分に尊重されていると感じる |
| 2. 子どもの意見は十分に尊重されていないが、職員の意識改革により実践可能である |
| 3. 子どもの意見は十分に尊重されておらず、職員への教育や啓発が必要である |
| 4. 子どもの意見は十分に尊重されておらず、集団養護の場では子どもの意見を尊重するのは難しいと感じる |
| 5. 施設内で集団養護する場合、個々の子どもの意見を尊重することは不可能である |
| 6. 施設内では必ずしも子どもの意見尊重が優先される必要がない |

問10. 施設内での子どもの権利擁護の取り組みについてどう考えますか（1つに○）

- | |
|--|
| 1. 子どもの権利擁護の取り組みは、施設内で十分に行われていると感じる |
| 2. 子どもの権利擁護の取り組みは十分に行われていないが、職員の意識改革により実践可能である |
| 3. 子どもの権利擁護の取り組みは十分に行われておらず、職員への教育や啓発が必要である |
| 4. 子どもの権利擁護の取り組みは十分行われておらず、集団養護の場では個々の子どもの権利を擁護するのは難しいと感じる |
| 5. 施設内で集団養護する場合、個々の子どもの権利を擁護することは不可能である |

問11. 子どもの権利を擁護する以下の法律・通知について把握していますか。それぞれについてあてはまるものに○をつけて下さい（それぞれ1つに○）

	1.全文読んだ	2.一部読んだ	3.読んでいないが要 点は知っている	4.知らない
1. 厚生省の通知 懲戒権乱用禁止規定	1	2	3	4
2. 施設最低基準	1	2	3	4
3. 子どもの権利条約	1	2	3	4
4. 虐待防止法	1	2	3	4

Ⅳ. 施設内における子どもの権利侵害に関しておうかがいします

問12. 子どもに逸脱・不応行動等があった場合、何らかの形で「罰」（行動等の規制）を与えることは必要だと思いますか？（1つに○）

1. 不必要である	2. 必要だとは思わないがやむを得ない場合がある
3. 必要でないが、罰に代わる対応が分からない	4. 必要である

問13. 子どもをに逸脱・不応行動等があった場合、子どもへの対応としてどのような方法を用いていますか（すべてに○）

1. 時間をかけて話をする	2. お手伝い（掃除など）をさせる
3. おやつを抜く	4. テレビ・門限などを規制する
5. 反省文を書かせる	6. 公共のボランティア
7. 特にない	8. その他（ ）

問14. 以下の中で子どもの権利を侵害していると思われる項目に○をつけて下さい（すべてに○）

1. 頭を叩く	2. 顔をピンタする	3. 強くつねる
4. 腹を叩く	5. 長時間の正座	6. 食事を抜く
7. 足でける	8. おしりを叩く	9. 無視をする
10. 悪い子は家（自宅）に帰りなさいと言う	11. ○ちゃんはバカだと言う	
12. 子どもの言葉が無視する	13. 子どもに拒否的態度をとる	14. 大声でどなる
15. 宗教的思想や儀式を強要する	16. マラソン等他の子どもから離れて運動をさせる	

Ⅴ. あなたご自身についておうかがいします

問15. あなたの性別

1. 男性	2. 女性
-------	-------

問16. あなたの年齢

1. 20 歳代	2. 30 歳代	3. 40 歳代	4. 50 歳代	5. 60 歳代	6. 70 歳以上
----------	----------	----------	----------	----------	-----------

問17. 施設長になられてからの年数 年 ヶ月

問 18. 他に勤務した経験がありますか 1. ない 2. ある

▶ 18-1 問 18 において他での勤務経験が「ある」と回答なさった方におうかがいします。それは、下記の分類においてどれに該当しますか

1. 乳児院・児童養護施設
2. 児童関係の他児童福祉施設（保育所・母子生活支援施設・情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設など）
3. 児童以外の福祉施設（特別養護老人ホーム・高齢者デイサービス・知的障害者施設など）
4. 施設現場以外の福祉関係事務職（本庁の児童福祉課、福祉事務所・児童相談所など）
5. 福祉関係以外の公務員・一般企業・その他（)

問 19. あなたの最終学歴はどれですか

1. 中学卒
2. 高校卒
3. 専門学校卒（福祉を専攻）
4. 専門学校卒（福祉以外を専攻）
5. 短期大学卒（福祉を専攻）
6. 短期大学卒（福祉以外を専攻）
7. 大学・大学院卒（福祉を専攻）
8. 大学・大学院卒（福祉以外を専攻）

問 20. 社会福祉士資格をお持ちですか

1. 持っている
2. 持っていない

問21. 施設内における子どもの権利侵害について、またそれへの対応方策などについてご意見、お考えがあれば自由にご記入ください。

～ご協力ありがとうございました～